

東大和市監査委員事務運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会決定）を踏まえて、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに監査等の結果（以下「監査結果」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 監査委員は、行財政運営の健全性及び透明性の向上と市政への信頼確保のため、違法、不正等の是正に加え、事務事業の改善、チェック体制の整備やリスク管理の向上などの内部統制を促すことに留意して、監査等を実施するものとする。

(監査委員の使命及び責務)

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、東大和市（以下「市」という。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の5に定める事務を除く。以下「施行令」という。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査等を実施し、監査結果の報告（以下「監査結果報告」という。）を議会及び市長等に提出し、公表すること等により、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資するものとする。

2 監査委員は、職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は監査等以外に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 監査委員は、前条の基本方針を踏まえ、常に自己研鑽^{さん}に努めなければならない。

5 監査委員は、第17条に規定する実施方針並びに第18条に規定する年間監査計画及び実施計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）を指導監督するものとする。

(事務局職員の責務及び求められる姿勢)

第4条 事務局職員は、民主的かつ公平に執行すべき責務を自覚し、行財政運営の健全性及び透明性の向上と市政への信頼確保を目指して職務に取り組まなければならない。

2 事務局職員は、職務を遂行するに当たっては、監査委員の指導監督に基づき、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第2条に規定する基本方針を十分理解するとともに、その職責の重大性に鑑み、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に精通するよう自己研鑽^{さん}を怠らないこと。

(2) 職務に取り組む上で、常に公平謙虚な心構えで、自己の経験等による主観的な判断をすることなく、客観的な事実及び証拠等を把握するよう努めること。

(3) 市政の現状に絶えず関心を持ち、監査等の参考となるような資料等の収集に努めること。この場合において、収集した資料等については、適宜、監査委員に報告又は情報提供を行うこと。

(4) 監査等の実施に当たっては、第17条に規定する実施方針及び第22条に規定する監査の着眼点を踏まえ、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

(5) 監査等の進捗状況を、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。

(6) 監査等の終了後は、速やかに報告書を作成し、監査委員に報告すること。この場合において、報告書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく記述すること。

(実施の基本方針)

第5条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、不正等の是正を指摘するばかりでなく、事務事業の改善及び内部統制の強化を促すという観点からも適切な助言をしなければならない。

(監査等の手法)

第6条 監査委員は、効果的かつ効率的に監査等を実施するため、監査等の対象部署における監査リスクを考慮して監査等を実施する。この場合において、リスク・アプローチの流れを踏まえて、固有リスク、内部統制の機能、統制リスク及び発見リスクの決定方法を評価するものとする。

(監査等の調整)

第7条 監査委員は、監査等の計画の策定及び実施に当たっては、監査等における相互の関連性を十分に考慮するものとし、第14条に規定する監査、第15条に規定する検査及び第16条に規定する審査との関連性も含め、総合して最も効果が上がるように、必要な調整を行った上で実施するものとする。

(合理的基礎の確保)

第8条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等に係る証拠を入手して、合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなければならない。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、東大和市個人情報保護条例(平成17年条例第33号)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(監査結果報告の提出及び公表)

第10条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって監査結果報告を決定し、速やかに提出及び公表の取手を取らなければならない。

(監査結果報告の作成)

第11条 監査結果報告は、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載しなければならない。

2 監査結果報告は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。

3 指摘事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。

(監査結果報告の提出以前の周知の禁止)

第12条 監査結果は、原則として監査結果報告の提出以前に、市長等の関係者以外の者に知らせてはならない。

(会計管理者からの報告聴取)

第13条 監査委員は、施行令第168条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査の種類)

第14条 監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 定期監査(法第199条第4項の規定による監査)

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ合理的、効率的に行われているか、また、必要に応じ、市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかを主眼として実施するもの

(2) 随時監査(法第199条第5項の規定による監査)

必要があると認めるとき、前号の定期監査に準じて実施するもの

(3) 行政監査(法第199条第2項の規定による監査)

必要があると認めるとき、市の事務が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、適時に実施するもの

(4) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項の規定による監査)

財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施するもの

(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査(法第235条の2第2項の規定による監査)

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかを主眼として実施するもの

(6) 住民の直接請求に基づく監査(法第75条の規定による監査)

請求に係る事務の執行について実施するもの

(7) 議会の請求に基づく監査(法第98条第2項の規定による監査)

請求に係る事務について実施するもの

(8) 請願の措置としての監査(法第125条の規定による監査)

議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて実施するもの

(9) 市長の要求に基づく監査(法第199条第6項の規定による監査)

要求に係る事務の執行について実施するもの

(10) 住民監査請求に基づく監査(法第242条の規定による監査)

請求の内容について実施するもの

(11) 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項の規

定による監査)

要求に係る事実の有無等について実施するもの

(検査)

第15条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、例月出納検査とし、会計管理者の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。)の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施するものとする。

(審査の種類)

第16条 審査の種類は、次のとおりとする。

(1) 決算審査(法第233条第2項の規定による審査)

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施するもの

(2) 基金の運用状況審査(法第241条第5項の規定による審査)

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として実施するもの

(3) 健全化判断比率等審査(健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され適正に作成されているかを主眼として実施するもの

(監査等の実施方針の策定)

第17条 監査委員は、都市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、ガバナンスの状況、リスク管理体制、内部統制体制、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等並びに監査資源及び制約条件を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。

(年間監査計画及び実施計画の決定)

第18条 監査委員は、効果的かつ効率的な監査執行を図るため、前条に規定する実施方針に基づき、**監査リスク**、**監査上**の重要性及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源及び制約条件を総合的に勘案した上で、毎年度末までに次に掲げる事項を盛り込んだ、翌年度の年間監査計画を定めなければならない。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

(2) 監査等の種類別実施予定時期及び監査等の対象部課名

(3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 監査委員は、監査等の対象部署に係る業務上のリスク及び虚偽表示のリスクが及ぼす影響を評価した上で、次に掲げる事項を盛り込んだ実施計画を定めなければならない。

(1) 監査等の種類

(2) 監査等の日程及び実施場所

(3) 監査等の対象部署及び範囲

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の主な実施手続及び方法

(6) その他監査等の実施上必要と認める事項

(事前通知)

第19条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

(資料要求等)

第20条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目等を定めて監査等に必要な資料を要求し、必要に応じて事務事業の概況について説明を求めるものとする。

(事前研究)

第21条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関連法規等の調査研究を行い、基礎知識を涵養^{かん}するものとする。

2 監査委員は、前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握するものとする。

3 監査委員は、前回までの監査等における指摘内容及び問題点等を把握するものとする。

(監査等の着眼点)

第22条 監査委員は、第18条第2項に規定する実施計画において定める監査等の着眼点については、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制等（以下「監査等の種類等」という。）を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(監査等の手続)

第23条 監査委員は、監査等の対象部署における監査リスク、監査上の重要性、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を形成するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続に当たり、有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目しなければならない。

(監査等の手法及びその適用基準)

第24条 監査等の手法は、監査等の種類等を勘案して、次のいずれかによる。

(1) 試査

監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する手法。この場合においては、その範囲を合理的に決定するものとする。

(2) 精査

監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする手法

2 第14条第1号から第5号まで、第15条及び第16条の監査等の手法の適用は、原則として試査によるものとする。ただし、試査によって異常を発見した場合は、当該事項については範囲を拡大して調査し、必要と認めるときは精査によるものとする。

(監査等の実施手続の適用)

第25条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、書類、帳簿、証書類等に基づき、次に定めるもののうち、通常実施すべき監査等の実施

手続を可能な限り適用し、必要に応じて、その他の監査等の実施手続を選択適用して実施するものとする。

(1) 通常実施すべき監査等の実施手続

- ア 照合 証拠突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。
- イ 実査 事実の存否について、現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- ウ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場立ち会い、その実地状況を視察して正否を確かめる。
- エ 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類又は第三者の証言等をもって確認する。
- オ 質問 事実の存否又は問題点について、監査等対象部課の職員などに質問して、回答又は説明を求める。
- カ 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。
- キ 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。

(2) その他の監査等の実施手続

- ア 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにする。
- イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。
- ウ 調整 源泉を同一にし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追及し両者が事実上一致するかを確かめる。
- エ 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

(監査等の講評)

第26条 監査委員は、監査結果に関する講評について、原則として、監査結果報告の決定の前に行い、対象部課等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

(監査結果報告の提出)

第27条 監査委員は、監査及び検査を終了したときは、速やかに監査結果報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。

2 監査委員は、審査を終了したときは、審査意見書を市長に提出しなければならない。

(監査結果報告における指摘及び意見表明の基準)

第28条 監査委員は、監査対象事項に関し不正又は著しく不当な事務処理があると認めた場合は、その事実を指摘して是正を求めなければならない。

2 監査委員は、監査対象事項に関し改善等の必要があると認めた場合は、意見を表明するものとする。

(監査結果報告の記載事項)

第29条 監査結果報告には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 報告の提出日付

(2) 監査等を実施した監査委員名

(3) 監査等の種類

(4) 監査等の概要

ア 監査等の実施期間

イ 監査等の対象部署又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 監査等の対象とした範囲

エ 監査等の方法又は手続

オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の積算等を委託した場合、委託した旨及びその結果

(5) 意見又は指摘事項

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに、必要に応じて助言、注意等を付記すること。）

（勧告）

第30条 監査委員は、住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会及び市長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

（監査委員の合議）

第31条 監査委員の合議によるものは、次のとおりとする。

(1) 法第242条第3項に基づく勧告並びに同法第4項に基づく監査の決定及び勧告

(2) 第14条（第8号を除く。）に定める監査に係る監査結果報告及び意見の決定

(3) 第16条に定める審査に係る意見の決定

（監査結果報告の公表）

第32条 監査委員は、第14条（第5号、第8号及び第11号を除く。）に定める監査に係る監査結果報告については、速やかに公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、東大和市公告式条例（昭和25年条例第4号）の例によるほか、広く市民に周知することができる方法により行う。

（監査結果報告提出後の処置）

第33条 監査委員は、市政への信頼確保に資するため、監査結果報告において指摘した事項については、議会又は市長等から措置報告を求めるものとする。

2 監査委員は、第14条第1号から第4号まで及び第9号に係る議会又は市長等からの措置状況の報告は、これを公表するものとする。

3 監査委員は、第14条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は市長等から措置を講じた旨通知があつたときは、これを請求人に通知し、かつ公表するものとする。

4 公表の方法については、前条第2項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。